

令和5(2023)年度の農産物放射性物質モニタリング検査の実施について (概要版)

令和5(2023)年3月30日
栃木県農政部

国のガイドラインやこれまでの検査実績を踏まえ、モニタリング検査を継続し県産農産物の放射性物質の低減状況を確認する。

◆検査の基本的な考え方

項目	令和5(2023)年度
位置付け	原子力災害対策特別措置法に基づく環境モニタリング検査として、農産物モニタリング検査を実施し、県産農産物の放射性物質の低減状況を確認する。
対象核種	・放射性セシウム
対象品目	販売を目的に生産される品目のうち (1) 本県を代表する主要な農産物 (2) 山菜(栽培)
検査単位 (区域)	(1) 本県を代表する主要な農産物 JA(JA足利とJA佐野は一区域とする)又は県 (2) 山菜(栽培) 市町
検査時期	(1) 本県を代表する主要な農産物: 出荷開始前から出荷初期段階 (2) 山菜(栽培): 出荷開始前
検査頻度	・原則、毎週1回
検査密度	(1) 本県を代表する農産物 1) 生産額が多い穀物類 ・米 : JA区域1点(吸収抑制対策実施市町を含む区域の場合は該当市町) ・大豆 : JA区域1点(吸収抑制対策実施市町を含む区域の場合は該当市町) ・そば(秋そば): JA区域1点(吸収抑制対策実施市町を含む区域の場合は該当市町) ・麦(二条大麦、六条大麦、小麦): 作付面積1位の市町1点 2) 本県を代表する野菜及び果樹 ・トマト、なす、きゅうり、いちご、にら、なし: 作付面積1位の市町1点 (2) 山菜(栽培) 山菜類(栽培)のうち、野生のもので出荷が制限されている品目のうち、低減状況の確認が必要な品目 ・こしあぶら、たらの芽、ぜんまい、わらび: 市町1点 ただし、野生の同一品目において既に検査が実施され出荷可能となっている市町は検査を省略することができることとする。
公表	・随時、県HPに掲載 ・基準値超過等の場合は県政記者クラブ資料提供
検査機関	・原則、農業試験場(緊急の場合は農業振興事務所でも可)
結果通知	・希望者に発行